

## — 年末に押さえておきたい経営トピックス —

### ◆トピックス① (補助制度)キャッシュレス・ポイント還元事業◆ ～実施期間は残り6ヶ月！小売業・サービス業の事業者様は必見！～

小売業・サービス業(飲食店等)で最近、よく見かけるキャッシュレス・ポイント還元事業のロゴマークをご覧になったことはありませんか？ 多くの方は事業者側よりも、消費者側で活用されているケースが多いのではないかと思います。

キャッシュレス決済時、5%のポイント還元を行うことでキャッシュレス化をより浸透させていくために導入された制度です。



さて、キャッシュレス・ポイント還元事業は、消費税率引き上げ後のポイント還元(5%、又は2%)による「消費喚起」と、消費者の利便性向上による「キャッシュレス推進」を目的に、消費増税後(10月1日)からオリンピック・パラリンピック直前(6月30日)までの9か月間に実施される中小・小規模者(小売業・サービス業)向けの支援制度です。

対象となる店舗はキャッシュレス化するに当たり…

A: 決済手数料補助(期間中の決済手数料は実質2.17%以下)

B: 端末導入補助(端末導入の負担ゼロ)

C: 消費者へのポイント還元の原資を国が負担 →集客力up  
 を受けることが可能です。

肝心の登録(事業参加)までの流れを押さえておきたいと思います。登録手続きは、キャッシュレス決済事業者経由で行います。キャッシュレス決済事業者とは、クレジットカード各社(例.JCB、オリエントコーポレーション、ユーシーカード等)、電子マネー各種(例. スイカ、パスモ等)、QRコード(例. PayPay、LINE Pay等)で行う電子的な決済手段が幅広く対象となります。

登録が完了するとポスターやステッカーなどの店舗用広報キットが各店舗に届きますので、消費者が認識できる場所(レジのそば)に掲示し、本事業がスタートします。

また、登録完了後は、本事業のサイトや地図アプリでも店舗情報(店舗名、住所、電話番号、還元率、対象決済手段)が掲載されるようになります。



なお、本制度を活用する事業者数は、12月1日現在、約86万社で年内中には、90万社を超える勢いとなっています。該当の事業者様(小売業・サービス業)に於かれては、逸早い導入をオススメいたします。

ご不明点は、(中小・小規模事業者向け)ポイント還元窓口までお願いいたします。 < 電話 > 0570-000655 / 042-303-4203  
 < 受付時間 > 平日10:00～18:00(土日・祝日を除く)。

## ◆トピックス② (優遇税制)所得拡大促進税制◆

～給与支給額が前年よりアップした事業者様は申請漏れにご注意！～

**「従業員の採用が増えた！」 「給与のベースアップを行った！」  
「業績が良かったので、賞与(決算賞与)を多く支給した！」**

このような事業者様は、所得拡大促進税制を活用することで、法人税(個人の場合、所得税)の節税の可能性があるのでをご存知ですか？適用要件のチェックが必要ですが、該当の場合はくれぐれも申請漏れにご注意下さい！

さて、所得拡大促進税制とは青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員給与の支払い額を前年よりも増加させた時、増加させた給与総額の15%(または25%)を法人税(個人の場合、所得税)から税額控除できる制度です。ただし、控除額は法人税(所得税)額の20%が上限となっています。

まず最初に、カンタンな所得拡大促進税制の適用要件を整理しておきます。

A:「給与等支給額」が前事業年度よりも増加していること

B:「継続雇用者給与等支給額」が前年度比1.5%以上増加していること

※「継続雇用者給与等支給額」とは、前事業年度の期首から適用年度の期末までの総ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定のものに支払った給与等の総額のこと。

A、Bの要件を満たしている場合、前事業年度から増加した分の「給与等支給額」の15%分(「上乗せ」措置の場合、25%)が法人税(個人の場合、所得税)から控除(いずれも税額の20%が上限)することができます。

例えば、給与等支給額が前事業年度より500万円増加した中小企業の場合…  
 $500万円 \times 15\%(25\%) = 75万円(125万円)$   
を法人税から控除することができ、大きな節税効果が見込めますね。

社長の感覚で **人員増、給与ベースアップ、賞与の支給増** があった場合は、所得拡大促進税制の適用可否をチェックすることをオススメいたします。

細かな適用条件については、顧問の会計事務所にご確認を頂くか、リタネッツにご相談を頂ければ、所得拡大促進税制の適用チェックツール(excel)をご紹介します。賃金支給データがあれば、カンタンに適用可否を判断することが可能なツールです。

**「もしかしたら、当社は該当するかも…」**という場合は、お気軽にリタネッツ組合事務局(TEL:048-658-8881)までお問い合わせ下さい。

また、「上乗せ」措置を受ける場合の要件も押さえておきましょう！

A:「給与等支給額」が前事業年度よりも増加していること

B:「継続雇用者給与等支給額」が前年度比2.5%以上増加していること

上記のA、Bを満たしていること、かつ、以下のいずれかを満たす必要があります。

①適用年度における教育訓練費の額が前事業年度における

教育訓練費の額と比べて10%以上、増加していること

②適用年度終了日までに経営力向上計画の認定を受けており、

経営力向上が確実に行われたと証明されていること

「上乗せ」措置、または経営力向上計画の認定については、分かり難い部分がありますので、リタネッツ組合事務局(TEL:048-658-8881)までお気軽にお問い合わせ下さい。

## ★リタネッツ事業協同組合 年末年始休業のお知らせ★

誠に勝手ながら、2019年12月28日(土)～2020年1月5日(日)まで年末年始休業とさせていただきます。なお、当組合が1月6日(月)が全社会議のため、ETC業務につきましては、1月7日(火)より通常のお手続き業務を再開いたします。皆様には大変、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

